

- 備考
- 1 「議定書等」とは、「主権を回復する民間機構の構成又は任務等の取得を目的とする協定」を指し、当該協定が成立したことをいう。
 - 2 「名称」の欄は、記入があつては、その名称及び構成の名称を記載すること。
 - 3 「議定書」の欄は、記入があつては、その協定が成立したことを指し、当該協定が成立した日付を記載すること。
 - 4 「議定書等に係る主要な協定等」の欄は、議定書等、協定であつて、既に協定を締結した者以外の者がその協定に加入する目的を以て締結した協定等及び議定書等に係るもの又は協定等締結後、「協定」のトップ（1）に記載し、署名又は捺印し、「議定書」のトップ（1）に記載すること。
 - ア 日本国領土を有しない。
 - イ 外国領土、外国の公使館等に、又はこれらに接するもの又はこれらからの代表者等が設置されていること。
 - 5 「議定書等」とは、主権を回復する民間機構の構成又は任務等の取得を目的とする協定を指し、当該協定が成立したことをいう。
 - 6 「協定」の欄は、記入があつては、その協定が成立したことを指し、当該協定が成立した日付を記載すること。
 - 7 「協定」の欄は、記入があつては、その協定が成立したことを指し、当該協定が成立した日付を記載すること。
 - 8 「協定」の欄は、記入があつては、その協定が成立したことを指し、当該協定が成立した日付を記載すること。
 - 9 「協定」の欄は、記入があつては、その協定が成立したことを指し、当該協定が成立した日付を記載すること。
 - 10 「協定」の欄は、記入があつては、その協定が成立したことを指し、当該協定が成立した日付を記載すること。
 - 11 「協定」の欄は、記入があつては、その協定が成立したことを指し、当該協定が成立した日付を記載すること。